

姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画 概要版



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

平成24年（2012年）3月

I 計画策定の趣旨

国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権擁護と男女平等の実現に向けた取組みが進められてきました。

しかし、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、被害が深刻であるにも関わらず家庭内の問題、夫婦や恋人間の問題として見過ごされてきました。このため、国は、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、DVに関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備しました。

DV防止法は、平成16年12月に改正され、国による基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定が義務づけられ、さらに平成19年7月の改正では、市町村も国の方針に即し、都道府県の基本計画を勘案した市町村基本計画の策定が努力義務に位置づけられました。

全国的に配偶者暴力相談支援センターへの相談件数が、年々増加している傾向と同様に、本市においても、DVに関する相談件数は、平成22年度で1,003件にのぼり、平成18年度（541件）の約1.9倍になるなど増加傾向にあります。

本市においても、DV防止法の趣旨を踏まえ、被害者の相談体制の一層の充実、安全確保、自立支援体制の充実など被害者の視点に立った対策の実施や関係機関との連携確保を図るとともに、DVを許さない社会の実現を目指して、様々な施策に総合的、体系的に取り組むため、「姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

II 計画の期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、DV防止法の改正、国の基本方針や県の基本計画の見直し、DVに関する社会的動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

III 計画の進行管理

本計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、その進行を管理していくとともに、事後の検証を行える体制を整える必要があります。

このため、計画策定後も、進捗状況について、外部の専門家や庁内組織による評価・検証を行い、その結果を公表します。

IV 計画の推進

1 相談体制の充実

重点方策

項目	方策	取り組み
(1) 安心して相談できる体制づくり	配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）機能の整備	被害者が安心して相談できる窓口として、配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）機能の整備を進めます。
	被害者の状況に応じた専門相談体制の充実	被害者の多様な相談に応じるため、カウンセリングや弁護士等の法律相談等を充実させます。
	高齢者、障害者、外国人等に対する相談の充実	高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ等に適切な対応が行えるよう相談体制を整備します。
	相談窓口の市民への周知	多様な相談ニーズに対応できるよう様々な相談窓口・支援機関の情報を市民に周知します。
(2) 相談員等の資質向上	早期発見のための相談対応能力の向上	支援に携わる職員等に研修を行い、相談対応能力の向上を図ります。
	相談窓口等での二次的被害の防止に向けた研修	相談窓口用のマニュアルを作成するとともに、二次的被害の防止に向けた研修を行います。
	専門指導者による相談員への研修	相談員の心理的負担の軽減や相談体制の充実にもつながるよう専門家による研修を行います。
	苦情処理への適切な対応	苦情の申出を受けた時は、適切かつ迅速に処理し、申出者に説明責任を果たすよう努めます。

2 被害者の安全確保

重点方策

項目	方策	取り組み
(1) 安全確保の徹底	緊急時における被害者及び同伴家族の安全確保	被害者が一時保護されるまでの間、安全確保を図る体制づくりに取り組みます。
	警察、県等との連携強化による速やかな一時保護	警察や県立女性家庭センター、福祉事務所等の関係機関とともに、適切な一時保護が行われるよう連携を強化する体制の整備に取り組みます。
	保健医療、福祉、学校関係者等との連携強化	保健医療関係者、福祉関係者や学校関係者等に、啓発冊子等の配布や研修などを行い、通報や相談に関しての協力を求め連携を強化します。
(2) 保護命令等に関する支援	保護命令制度利用に関する情報提供の充実	保護命令制度利用に関する情報提供や手続きについて助言するなど、必要な支援を行います。
	保護命令申立て時の支援の強化	裁判所等への提出書類の作成についての助言を行い、裁判所への同行などの支援を行います。
(3) 被害者情報の保護	住民基本台帳の閲覧等の制限	加害者に被害者の現住所を知られないよう住民票の写しの交付制限等を行います。
	関係部局における情報管理の徹底	住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う関係各課においても情報管理の徹底を図ります。
	関係機関との連携における情報管理の徹底	支援に伴い関係機関で連携を行う場合においても、その情報管理を徹底します。

3 自立支援体制の充実

重点方策

項目	方策	取り組み
(1) 関係機関との連携・調整	相談窓口における関係機関との連携・調整	警察、保健医療機関などの関係機関との連携・調整を図り、支援体制の整備に取り組みます。
	ワンストップサービス化の推進	被害者の負担軽減等を図るため、庁内の窓口連携によるワンストップサービス化に取り組みます。
	関係機関への同行支援	被害者の必要に応じて、関係機関への同行支援を行います。
(2) 生活の安定・再建に向けた支援	福祉制度を利用した支援	生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法等を活用して必要な支援を行います。
	保険、医療、年金等に関する情報提供及び支援	国民健康保険や医療費助成等の手続きについて、必要な情報提供や同行支援を行います。
	司法手続きに関する情報提供及び支援	保護命令、離婚の調停申立て手続き、法律相談窓口の利用等の情報提供や助言を行います。
	自立に必要な情報提供	子ども手当、児童扶養手当、母子（寡婦）福祉資金等について、必要な情報提供を行います。
(3) 住居の確保に向けた支援	市営住宅等の情報提供	市営住宅の入居条件、県営住宅等についての情報提供を行います。
	母子生活支援施設等への入所	母子生活支援施設や婦人寮への入所支援を行います。
	生活用品提供支援への取り組み	民間支援団体等と協力し、緊急の生活用品等の支援が得られるよう取り組みます。
(4) 就労に向けた支援	母子自立支援制度の活用	母子就労相談員による就労相談や母子家庭自立支援給付金制度等の情報提供を行います。
	ハローワークとの連携による就労支援	ハローワークと連携し、就職支援や職業訓練等の情報提供を行います。
	就職セミナー等の開催	就職セミナー等を開催し、被害者の職業能力の開発支援に努めます。
	保育体制の充実	被害者の就職活動や就労の際に利用できる保育体制の整備に取り組みます。
	企業等の協力、連携の推進	企業・団体等へ働きかけを行い、就労先の確保等、被害者への配慮についての理解を求めていきます。
(5) 心身の回復に向けた支援	カウンセリング等の充実	被害者がカウンセリング等を受けることができるよう相談体制の充実に努めます。
	心のケアに関する事業の整備	心身の回復のための事業（講座・セミナーなど）を関係機関と連携しながら進めていきます。
	関係機関との連携	保健医療関係機関等との連携により、被害者の心身の回復を支援していきます。
(6) 子どもへの支援	就学や保育に関する支援	教育委員会や学校等と連携し、子どもに関する必要な情報提供を行います。
	子どもの心のケアに関する支援の充実	こども家庭センター等の関係機関と連携して、必要なケアを行うなど、子どもの状況に応じた適切な支援に努めます。
	子育て支援に関する情報提供の充実	「姫路市子育て支援計画」に基づき、各種子育て支援サービスの情報提供に取り組みます。

4 啓発・教育の推進

重点方策

項目	方策	取り組み
(1) 市民等への啓発の推進	男女共同参画社会の推進	市民意識調査を実施するとともに広報紙、ホームページ等により、男女共同参画社会づくりに向けた啓発活動を推進します。
	DV防止啓発事業の充実	DVを市民一人ひとりが身近な問題として考えるきっかけとなるよう、啓発冊子等を活用して啓発活動に取り組みます。
	家庭・地域・職場等への啓発	家庭や地域、企業などと連携し、DV防止に関する啓発活動の推進に努めます。
(2) 保健医療・福祉関係者等への啓発の推進	保健医療関係者等への啓発	保健医療関係者等に対して、DV啓発冊子を配布するなど啓発を行います。
	福祉関係者等への啓発	民生委員・児童委員等が、被害者の早期発見や情報提供を行えるよう研修等を実施します。
(3) 学校等における啓発・教育の推進	人権教育の推進	「姫路市人権教育及び啓発実施計画」を踏まえ、児童・生徒等に人権尊重の精神を徹底し、男女平等、男女共同参画の考え方を育成します。
	デートDVの予防啓発事業の推進	若者向け啓発パンフレットの作成・配布やデートDV防止講座を行い、デートDVの予防に関する啓発活動を進めます。
	教職員等への啓発及び研修	学校・園の教職員、保育所等の職員に対し、DVに関する知識や理解を深める研修の機会を提供し啓発に努めます。

5 推進体制の充実

重点方策

項目	方策	取り組み
(1) 関係機関との連携推進	関係機関相互の連携強化	関係者や支援者によるDV問題に係る連絡会を設置し緊密な連携に取り組みます。
	関係機関によるネットワークの充実	市、警察、医師会、民間支援団体、福祉事務所等により構成するネットワーク会議を設置し連携を図ります。
	県、近隣市町との広域連携の強化	県や近隣市町との連携の強化を図りながら、DVの防止と被害者の適切な支援に取り組みます。
	民間支援団体との連携	民間支援団体との連携を図り、被害者への適切な支援の充実に努めます。
(2) 支援を担う人材の育成	人材育成と資質向上に向けた研修	研修等を通じ、支援者等の育成ならびに資質向上に取り組みます。
	民間支援団体との連携・協働	民間支援団体が、その特性を活かして継続的に活動できるよう支援に努めます。
(3) 調査・研究の推進	DV防止のための調査・研究	市民に対する意識調査を計画的に実施するなど、DV対策に関しての調査・研究を行います。